

**警報等の発表にともなう臨時休校等の判断基準について**

警報などの発表にともなう臨時休校等の判断について、次のとおりとします。下記1～3の場合は、学校からの連絡の有無にかかわらず、自宅待機または臨時休校としますので、自宅または安全な場所に避難するよう、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 「大津波警報」、「津波警報」のいずれか「陸上の特別警報」「避難指示」が1つでも発表された場合

津波警報	大津波警報	いずれか1つでも発表されていれば、 自宅待機または避難。(臨時休校)	避難指示 (緊急)	指示に従い避難行動をとる。
	津波警報			
陸上警報	大雨特別警報			
	大雪特別警報			
	暴風特別警報			
	暴風雪特別警報			

(1)午前6時の時点で、宮古市または居住地に上記が1つでも発表されている場合、自宅待機とします。宮古市および居住地で上記がすべて解除された時点で、登校してください。その時点で居住地が解除されていない場合は、自宅待機を継続してください。

(2)午前10時の時点で、宮古市に上記が1つでも継続している場合、臨時休校とします。

(3)津波注意報 (海の中にいる人は海から上がって海岸から離れる/気象庁) の場合は別途メール等で連絡します。

2 「陸上の気象警報(大雨, 洪水, 暴風, 暴風雪, 大雪, (※1高潮) のいずれか)」が2つ以上発表された場合

大雨警報	大雪警報	2つ以上発表されたとき自宅待機 (臨時休校) ※1：自宅、通学路が高潮の影響を受ける場合のみ
洪水警報	暴風雪警報	
暴風警報	※1 高潮警報	

(1)午前6時の時点で、宮古市または居住地に上記が2つ以上発表されている場合、自宅待機とします。宮古市および居住地で上記が1つ以下になった時点で、登校してください。その時点で居住地が解除されていない場合は、自宅待機を継続してください。

(2)午前10時の時点で、宮古市に上記が2つ以上継続している場合、臨時休校とします。

3 「宮古市で震度5強以上の地震」が発生した場合

放課後(17時)～登校前(翌朝7時まで)に発生した場合は、臨時休校とします。

4 その他

(1)上記1・2が事前に予想される場合、事前に校長が臨時休校等を決定することがあります。

(2)上記1～3に該当しない場合でも、交通状況などから登校できないときは、保護者の判断で自宅待機とし、学校に連絡をお願いします。

→ 商業校舎 電話0193-62-6856

→ 工業校舎 電話0193-67-2201